

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

子 供 未 来 局	(平成23年度)	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置	
<p>4. 待機児童対策としての福祉施設最低基準等の検討</p> <p>4-2児童福祉施設最低基準(居室面積基準)について</p> <p>(3)①最低基準の順守について(指摘)</p> <p>平成22年4月1日時点で、ㄇ木保育所と上野山保育所において入所児童数から算出した床面積が仙台市で定める最低基準を満たしていなかった。この状況は翌年3月まで継続していた。</p> <p>平成22年度は、最低基準に抵触する環境で保育が行われていたということであり、最低基準の順守が求められる。</p>	<p>ㄇ木保育所及び上野山保育所の入所児童数から算出した床面積は、平成25年4月1日時点で仙台市児童福祉法の施行に関する条例に規定する最低基準を満たし、その後も全保育所において継続して最低基準を満たしていることを確認した。</p> <p>また、毎年度、全公立保育所長に対して最低基準の順守について説明を行い、12月から3月にかけて翌年度の全保育所の入所予定児童数、床面積等について基準に適合しているか調査と確認を行った。</p>	